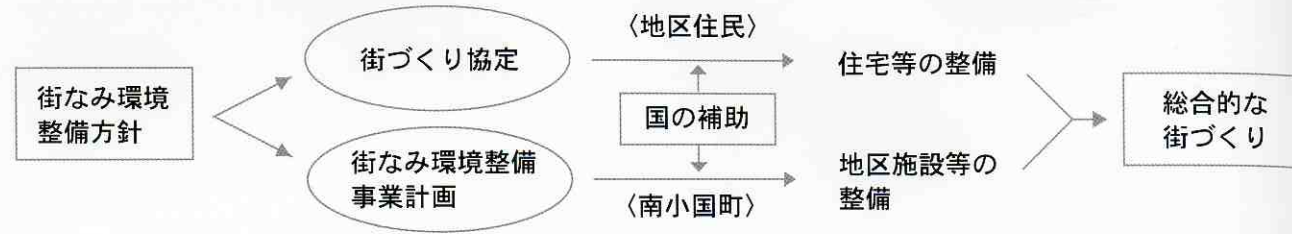


街なみ環境整備事業による景観づくり

ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図ることを目的として、「街づくり協定」を結んだ地区住民が協力して、街なみ景観の形成、道路や公園等の地区施設の整備を進めていく事業です。



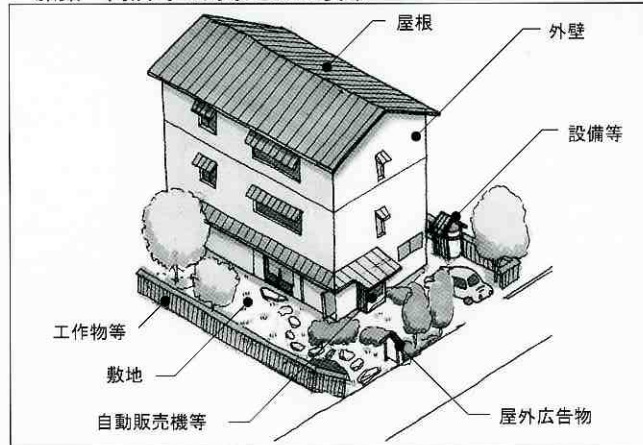
● 住宅や旅館などでの景観づくり

黒川地区街づくり協定では、個人の土地や建物などの景観について、街づくり基準を設定して、黒川らしい景観づくりを具体的に進めています。

■ 住宅で対象となる要素



■ 旅館・商店等で対象となる要素



	住宅	旅館・商店等
土地	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形に合わせて、必要最小限の造成とする。 ・郷土の自然に適した樹木や草花による修景、緑化に努める。 ・道路際は、樹木や生垣により緑化を図る。 	
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観に配慮した小振りな建物とし、主な構造はできるだけ木造とする。 	
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根 (3/10～5/10) を基本とする。 ・色は、周辺と調和する落ち着いた色、無彩色(黒・グレー)、茶系とする。 	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・質感豊かな天然素材を基本とする。 ・色は、周辺と調和する落ち着いた色、無彩色(白・グレー・黒)、ベージュ、茶系とする。 	
設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備は建築と一体的なデザインとするか、木材等の質感豊かな材料で覆う。 	
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は必要最小限とし、木材等の質感豊かな素材で黒川をイメージさせるデザインとする。 ・屋上広告や窓面利用広告はできるだけ設置しない。 ・のぼり旗等の簡易広告は、木材や布等の質感豊かな素材を利用する。
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の質感豊かな材料で覆う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・柵、塀、擁壁については、できるだけ低くし、修景、緑化に努める。(ブロック塀は設置しない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・柵、塀、擁壁については、できるだけ低くし、修景、緑化に努める。(ブロック塀は設置しない。) ・ポンプ等の工作物は、木材等で囲いを設けるなどの工夫をする。